

## ◆「割安な掛金」と「充実の保障内容」が特長です～生命共済制度～

事業主・役員および従業員の皆様の死亡、高度障害での保障のほか、不慮の事故を原因とした場合の障害や入院なども保障され、死亡退職金や弔慰金支給としても活用できます。

加入資格は、会員事業所の役員・従業員で14歳6ヶ月超65歳6ヶ月以下の方です。更新される場合に限り70歳6ヶ月までご継続できます。もしものリスクに備え、福利厚生の実現をお考えの方は、ご加入されませんか。



- 【特長】
1. 掛金が割安
  2. 業務上、業務外を問わず24時間保障
  3. 法人の場合、役員、従業員への掛金は全額損金に算入可。  
個人事業主の場合、従業員への掛金は全額必要経費に算入可。
  4. 健康診断割引券の発行
  5. 収益計算後の剰余金は配当金としてお支払い

## ◆将来の備え&節税に～小規模企業共済制度～

小規模企業の経営者や役員の方が、廃業や退職後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。節税しながら積み立てる退職金制度です。主なメリットは以下の通りです。

### 1. 掛金は、全額所得控除

掛金は月額1,000円から7万円の範囲(500円単位)で自由に選べます。掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。

※課税所得金額が400万円の場合、掛金月額3万円です約10万円の節税(所得税+住民税)になります。

### 2. 受取時も税制メリット

共済金は、廃業や退職時の他、老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金納付)もあります。  
一括受取り→退職所得扱い 分割受け取り→公的年金等の雑所得扱い

## ◆適格請求書の控への保存について～インボイス制度(連載⑥)～

### Q 適格請求書(インボイス)の控への保存は、どのように保存するのですか？

A 交付した書類のコピーを保存する他、記載事項を整理した一覧表による保存も可能です。  
～解説～

1. インボイスのコピーとは、発行した書類そのもののコピーに限らず、その記載事項が確認できる程度のレジのジャーナル(レジデータを印字した、レシートと同内容の記載)、一覧表、明細表等であっても差し支えありません。
2. 電子インボイスを提供した場合には、データのまま、又は、紙に印刷して保存することができます。

| データのまま保存              | 印刷して保存            |
|-----------------------|-------------------|
| 電子帳簿保存法に定められた要件に準じて保存 | 整然とした形式及び明瞭な状態で出力 |